

安全運転管理者及び自動車の使用者に対する、報告又は資料提出命令に関する事務処理要領の制定について

平成3年2月1日

佐警本例規（交指）第3号

改正 平成11年5月佐本交指第120号、18年5月佐本交企発第78号・佐本交指発第81号

この度の道路交通法の改正で自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令が新設されたことから、みだし要領を制定し、平成3年2月1日から施行することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、「安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」の制定について（昭和54年佐警本例規（交企）第12号）は廃止する。

記

1 制定の趣旨

公安委員会は、安全運転管理者を選任している事業所の自動車の使用者又は当該安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対して、自動車の安全運転に必要な業務の推進を図るため必要と認める場合は、報告又は資料の提出を命ずることによって個別に指導を行ってきたが、一般の自動車の使用者に対する指導は、その必要性は認められても根拠となる規定がなかったため、十分な指導が行われなかった。

このため、この度道路交通法（昭和35年法律第105号以下「法」という。）が改正され、公安委員会は、駐車に関しての自動車の適正な使用の推進を図るため必要と認める場合は、自動車の使用者に対し報告又は資料の提出を命ずることによって、個別に指導することができることとなった。

このようなことから、問題のある安全運転管理者等及び駐車に関して自動車の適正な使用の推進を図るため「安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」及び「自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」を定めた。

2 制定の要点

（1）安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領（別添

1）関係

佐賀県警察決裁規程（平成7年佐賀県警察本部訓令第6号）の一部改正により、報告又は資料提出命令に関する事務が交通指導課長及び警察署長の専決事務とされたことから、この事務処理要領について定めた。

(2) 自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領（別添２）
関係

法の改正により、自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令が新たに規定されたことから、この事務処理要領について定めた。

3 運用上の留意点

(1) 安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令関係

ア 報告又は資料提出を命ずる対象は、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに置くこととされている安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者等に限られる。

イ 報告又は資料提出を命ずる場合は、

（ア） 安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故や悪質違反行為を繰り返すおそれがあるとき。

（イ） 安全運転管理者等が自動車の使用制限処分を受けたとき。

（ウ） その他交通指導課長又は警察署長が特に必要と認めたとき。

とした。

ウ 報告又は資料提出命令は、安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故を起こしたり、無免許、飲酒、過積載運転等の違反行為をしたときなど、その安全運転管理者等による安全運転管理に問題があり、指導の必要があると認められる場合に発するものであるから、いたずらに権限の濫用との誤解を招くことがないようにすること。

(2) 自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令関係

ア 報告又は資料提出を命ずる対象は、自動車を使用する権限を有し、その運行を支配し、管理する者で、通常は、自動車検査証（以下「車検証」という。）上の「使用者」がこれに当たるが、車検証の記載が実態と合致しない場合は、運行実態により判断することとなる。

イ 報告又は資料提出を命ずる場合は、

（ア） 同一の自動車について放置行為が繰り返されるなど、使用者の運行の管理に問題があると認められるとき。

（イ） 指示した事項の履行状況を確認する必要があると認められるとき。

（ウ） 使用制限処分の処分期間中又は処分期間経過後における使用者の改善状況を確認する必要があると認められるとき。

(エ) その他交通指導課長又は警察署長が特に必要と認めたときとした。

ウ 報告又は資料提出命令は、公安委員会が、駐車に関しての自動車の適正な使用の推進を図るため必要があると認めるときに、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるものであるから、いたずらに権限の濫用との誤解を招くことがないようにすること。